令和2年度税制改正について (法人県民税、法人事業税、特別法人事業税)

I 電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直し【令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

電気供給業のうち発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税について、下記のとおり課税方式を見直すこととされました。

税率区分	改正前	
資本金1億円超の普通法人	〈収入割〉	
	1.0%	
資本金1億円以下の普通法人等	〈収入割〉	
員本並「徳口以下の自選広人寺	1.0%	

改正後					
〈収入割〉	〈付加価値割〉	〈資本割〉			
0.75%	0.37%	0.15%			
〈収入割〉	〈所得割〉				
0.75%	1.85%				

また、この見直しに伴い、当該法人に係る特別法人事業税は下記のとおりとなります。

 \Rightarrow

 \Rightarrow

基準法人収入割額 × 40% (税率)

Ⅲ 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充等【令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、その適用期限を5年間延長(令和6年度まで)するとともに、下記のとおり税額控除割合を引き上げることとされました。

税目	改正前		改正後
法人県民税(法人税割)	2.9%	\Rightarrow	5.7%
法人事業税	10%	\Rightarrow	20%

